

淀川水系河川整備計画（変更案）に対する意見について

近畿地方整備局により令和3年4月28日に「淀川水系河川整備計画（変更案）」が公表され、河川法第16条の2第5項に基づき、京都府知事に意見照会がありました。それに伴い同法施行令第10条の4第2項に基づき、京都府知事から宇治市長に意見照会がありましたので、宇治市意見案（骨子）を取りまとめたのでご報告します。

1. 淀川水系河川整備計画（現行）の概要

淀川水系河川整備計画は、淀川水系の治水・利水に加え、河川環境の整備と保全等を目的として、平成21年3月に近畿地方整備局が河川法に基づき策定された。計画対象期間を概ね30年間とし、具体的な河川整備内容を示した計画である。

宇治市に関わる主な内容は、宇治川の堤防強化、塔の島地区における河川改修及び天ヶ瀬ダム再開発事業等である。

2. 淀川水系河川整備計画の変更の経緯と事業の進捗状況

淀川水系河川整備計画策定以降、約10年が経過し、計画に位置付けた整備が大幅に進捗してきた一方、平成25年台風第18号をはじめ、近年、頻繁に豪雨が発生しており、流域全体で河川整備の更なる推進が求められている。

宇治市に関わる主な事業の進捗として、宇治川では計画に定められた3.5kmの堤防強化が完了し、塔の島地区における河川改修事業が平成31年に完了、また天ヶ瀬ダム再開発事業においては令和3年度完了予定である。これにより宇治川では現行の河川整備計画の目標洪水である昭和28年台風第13号と同等の洪水を概ね安全に流下できるとされている。

3. 淀川水系河川整備計画（変更案）のポイント

現行の河川整備計画に位置付けた河川整備の進捗、近年頻発している豪雨災害、今後の気候変動に伴う豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、更なる河川整備に向けて、次のような計画の変更がある。

○目標の見直し

平成25年台風第18号は、現計画の目標洪水である昭和28年台風第13号を上回る洪水であったため、これを安全に流下させるようにする。

○流域治水の推進

国・府県・市町村・企業・河川協力団体・住民等の河川の流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で取り組む治水対策「流域治水」を推進する。

○追加・修正・充実した主な項目

三川合流点下流の河道掘削等の実施。

大戸川ダムについては、河川環境をできる限り回避・低減するための環境調査を含め、必要な調査等を行ったうえで本体工事を実施。

河川維持管理計画に基づく維持管理。

4. 淀川水系河川整備計画（変更案）に対する宇治市意見案（骨子）

淀川水系河川整備計画の変更に賛同するとともに、治水に関する以下の点について意見を述べる。

○治水対策において「流域治水関連法」に基づく計画・体制の強化についての検討と更なる支援策

○大戸川ダムの本体工事の早期着手

○三川合流点下流の河道掘削等の早期着手

○宇治川堤防の更なる強化対策の検討及び実施

○宇治川及び天ヶ瀬ダムの適切な維持管理

○瀬田川洗堰の全閉操作の見直しに対する慎重かつ十分な議論

5. これまでの経過と今後の予定

○令和元年6月

近畿地方整備局により「淀川水系における中・上流部の河川整備の進捗とその影響の検証について」の報告

⇒ 更なる治水対策を検討すべき段階

○令和元年10月

国土交通省により「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」の提言

⇒ 気候変動を踏まえた治水計画の見直しを提言

○令和2年7月・11月、令和3年3月

6府県調整会議（近畿地方整備局が事務局）

⇒ 河川整備計画の変更手続きを進めることを確認

- 令和3年2月26日
近畿地方整備局により淀川水系河川整備計画（変更原案）の公表
- 令和3年3月1日から3月31日
パブリックコメント、公聴会の実施
⇒ 201件の意見
- 令和3年3月・4月
淀川水系流域委員会（専門家委員会、地域委員会）
（近畿地方整備局が事務局）
⇒ 河川整備計画変更原案に対する意見の場
- 令和3年4月28日
近畿地方整備局により淀川水系河川整備計画（変更案）の公表
⇒ 建設水道常任委員へ情報提供
近畿地方整備局長から京都府知事へ意見照会
- 令和3年5月6日
京都府知事から府内淀川水系流域市町村長へ意見照会
京都府から文書を受理
これを受け、庁内で宇治市意見についての検討、調整
- 令和3年6月7日
建設水道常任委員会へ宇治市意見案（骨子）の報告
- 令和3年6月上旬
宇治市意見を京都府へ回答
- 令和3年7月上旬ごろ
京都府意見を近畿地方整備局へ回答



6府県知事からの回答を受け、淀川水系河川整備計画を策定